

共 助 第 7 5 1 号
平成 2 9 年 3 月 2 8 日

特定非営利活動法人ベストライフ 御中

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長 影沢 政司

市民への説明の要請について

貴法人に対して、平成 2 9 年 3 月 2 8 日付け共助第 7 5 0 号により、障害者総合支援法、蕨市障害者移動支援事業実施要綱及び特定非営利活動促進法に違反する疑義事項について報告を求めました。

つきましては、別添の埼玉県における「NPO法の運用方針」に基づき、下記により、報告徴収に対する報告内容について市民への説明を実施するよう要請します。

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から埼玉県のホームページ上に掲載して公表します。

なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表します。

記

1 報告していただきたい内容
疑義事項への回答

2 市民への説明要請

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴団体の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を埼玉県に対して送付し、県のホームページに掲載することによって代替することもできます。

- ・貴団体の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴団体が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。

(3) 説明の期限

平成 2 9 年 4 月 1 3 日 (木)

(4) 埼玉県への書面報告期限

平成 2 9 年 4 月 1 3 日 (木) 必着

3 市民への説明についての問合せ及び提出先

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 総務・NPO認証担当

〒 3 3 0 - 9 3 0 1 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号

電話番号 0 4 8 - 8 3 0 - 2 8 2 3